□国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　　） （複合建築物） （一次エネルギー消費量に関する事項） 基準省令第14条第２項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号） 誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 誘導ＢＥＩ（　　） （誘導ＢＥＩの基準値　　）
【16．確認の特例】～【18．備考】　（略）

（略）

（注意）

１．～３．　（略）

４．第三面関係

①～⑦　（略）

⑧　【15．建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【６．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

⑴～⑷　（略）

⑸　この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ⅰ）・ⅱ）　（略）

ⅲ）ＢＥＩ　設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。以下このⅲ）及びⅳ）において同じ。）で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「ＢＥＩ」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量（ⅳ）において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。）についての基準省令第３条第１項の規定の適用については、同項中「$E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times B+E_M\}\times10^{-3}$」とあるのは、「$E_{ST}=(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV}+E_M)\times10^{-3}$」とします。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

ⅳ）ＢＥＩの基準値　基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「ＢＥＩの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

ⅴ）・ⅵ）　（略）

⑹　（略）

⑨～⑫　（略）

５．～８．　（略）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果 （　　） （複合建築物） （一次エネルギー消費量に関する事項） 基準省令第14条第２項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号） 誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年 誘導ＢＥＩ（　　） （誘導ＢＥＩの基準値　　）
【16．確認の特例】～【18．備考】　（略）

（略）

（注意）

１．～３．　（略）

４．第三面関係

①～⑦　（略）

⑧　【15．建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【６．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

⑴～⑷　（略）

⑸　この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ⅰ）・ⅱ）　（略）

ⅲ）ＢＥＩ　設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

（新設）

ⅳ）・ⅴ）　（略）

⑹　（略）

⑨～⑫　（略）

５．～８．　（略）